***イベントなどで***

***露店等を開設される皆様へ***

**火気使用の露店、屋台などの開設について**

**届出と消火器設置が必要です‼**

******

**主催者・露店等開設者の方は下記のことに注意**

**して安全で楽しいイベントにしてください。**

******

**多数の方の集まる催し（イベント）において、火気器具を使用する**

**露店等を開設する場合、所轄の消防署への届出と消火器の設置が必要‼**

**●　多数の方の集まる催し（イベント）とは？**

**祭日、縁日、花火大会、展示会その他の一時的に一定の場所に人が集まることで混雑が生じ、火災時に人命等への危険性が高まるものをいいます。**

**【届出・消火器設置の必要な例】祭礼等のほか、学園祭、フリーマーケット、朝市、町内会の夏祭り、各種団体が主催する行事**

**【届出・消火器設置の不要な例】友人・親類同士によるバーベキュー等、参加者が個人的なつながりに留まるものなど**

**●　火気器具とは？**

**火を使用する器具、その使用により火災発生のおそれのある器具をいいます。**

**【器具の例】石油、プロパンガス、炭、電気等を使用するこんろ、フライヤー、**

**ストーブ、発電機など。ホットプレート、カセットガスコンロなども該当**

**●　露店等とは**

**露店、屋台その他これらに類するもので、物品等を販売提供するものをいい、地域のお祭り・学園祭などにおける模擬店、移動店舗なども含まれます。**

**●　消火器の設置本数は？**

***火気器具を使用する露店等１店につき、原則１本必要です。***

**ただし、同一店舗等（複数の店舗にまたがる場合も含む。）で使用に支障がなく、初期消火を有効に行うことができる場合は、当該消火器を兼用することができます。**

**内圧調整ネジ**



**タンクキャップ**



ガソリン携行缶

基準適合性表示

***発電機等へのガソリンの給油は非常に危険です！***

***安全な送電電気の使用をお願いします！***

***１　ガソリンの保管について***

**（１）ガソリンは気温が－４０℃でも引火し、爆発的に燃焼する危険な物質です。**

**（２）ガソリンは消防法に定められた金属製容器（携行缶）で、密栓し貯蔵して下さい。**

**（３）ガソリン容器（携行缶）は、ガスコンロ等の火気から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い火災予防上安全な場所で保管して下さい。**

***２　発電機等への給油について***

**（１）火気から離れた火災予防上安全な場所で給油して下さい。**

**（２）発電機等の運転を必ず停止してから給油して下さい。**

**（３）ガソリン携行缶は、必ず内圧調整ネジ等で減圧してから使用して下さい。**

**（４）暗い場所では給油しないで下さい。（懐中電灯等での明かりの確保（裸火厳禁））**

**（５）こぼれ、あふれ等がないよう十分注意して下さい。**

**（６）こぼれた場合は油をふき取り、発電機等が乾燥してから使用して下さい。**

**（７）給油後は、ガソリン容器及び発電機等のキャップやネジを確実に締めて下さい。**

***３　火気器具の使用について***

**（１）ＬＰガスボンベは、火気から離し直射日光の当たらない通気性の良い場所で、**

**転倒しないように設置して下さい。**

**（２）ガスボンベとゴムホースの接続部分は、ホースバンド等で締め付けて下さい。**

**（３）ゴムホースは、ひび割れ等の劣化がなく、適正な長さのものを使用して下さい。**

　　　　天草広域連合消防本部（℡２２－３３０５）